

厚生委員会資料
平成28年12月14日提出

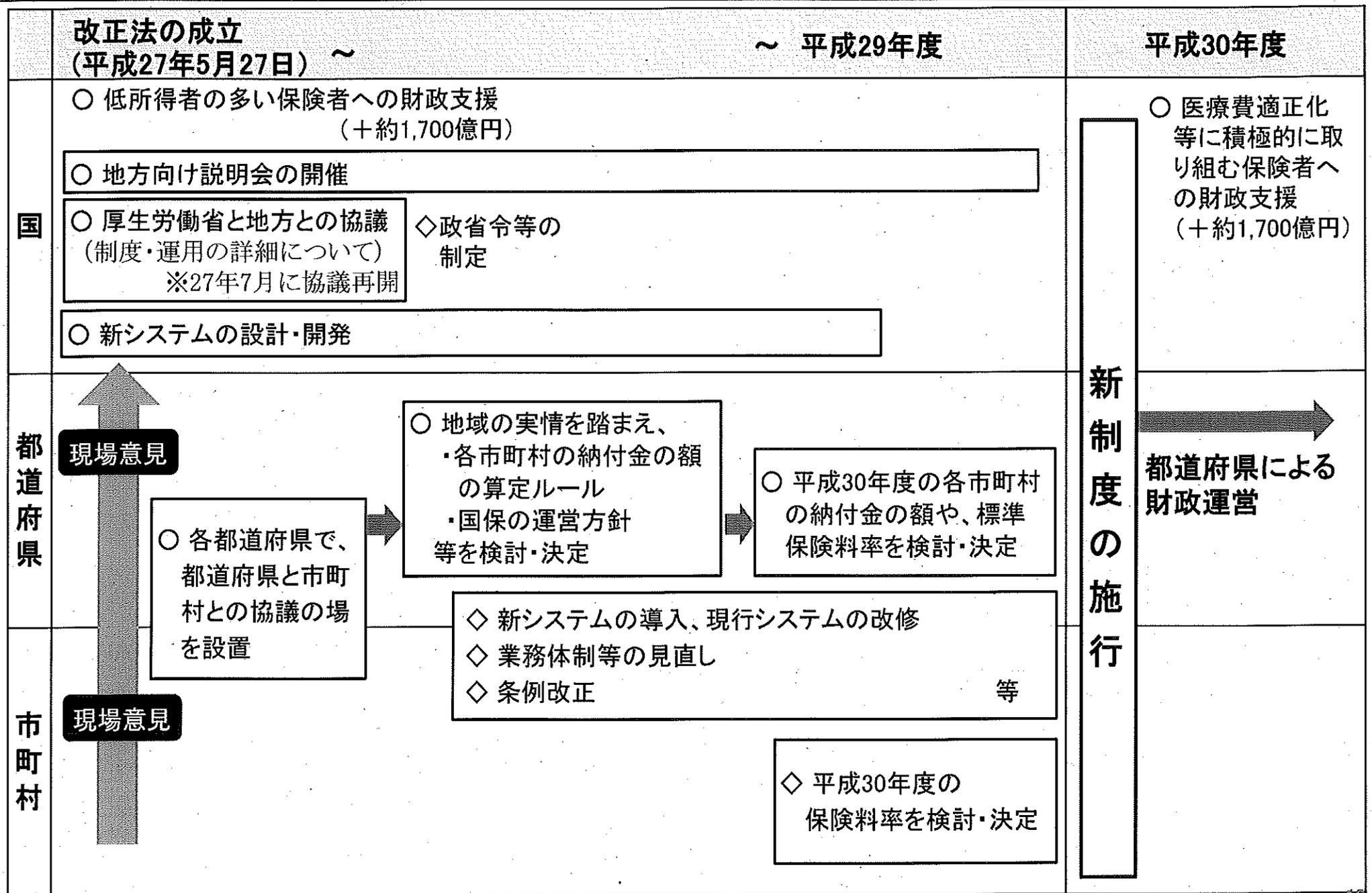
国保制度改革の概要等について

改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性

1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<u>財政運営の責任主体</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	<u>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</u> ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、<u>資格を管理(被保険者証等の発行)</u>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u> ・ 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険給付の決定</u> ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u> (データヘルス事業等)

国保制度改革の主な流れ (イメージ)



28年度における都道府県・市町村の主な準備事務

都 道 府 県	市 町 村
○都道府県内市町村との協議の実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の国保運営の現状共有 ・納付金・標準保険料率試算のためのデータ等の収集 ・納付金・標準保険料率の仕組み(都道府県の算定方法等)についての議論 ・国保運営方針についての議論(保険者機能の強化等) ・事務処理等の標準化・効率化の検討 ・将来の国保財政・見通しについて議論(保険料水準、一般会計繰入の解消・縮減等) ※必要に応じWGを設置して議論	
○条例改正(29年度改正に向けた準備含む)	
<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営協議会の設置 ・納付金の徴収 ・保険給付費等交付金の設計 ・財政安定化基金 (・特別会計の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの見直し等による改正
○国保運営協議会(又はその前身となる機関)の前倒し設置	
<ul style="list-style-type: none"> ・委員の選定 ・協議の開始 	○30年度以降のシステム対応の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・国が開発する市町村事務処理標準システムの導入の可否についての検討 ・自庁システムの改修
○納付金・標準保険料率試算	
<ul style="list-style-type: none"> ・納付金試算のためのデータ等の収集(再掲) ・試算の実施 ※28年秋に納付金算定標準システムの簡易版を配布	<ul style="list-style-type: none"> ・納付金試算のためのデータ等の収集(再掲)

※上記の他、通常の国保事務も引き続き実施

1. 検討体制等

(1) 福岡県国保共同運営準備協議会の概要

① 目的

平成 30 年度からの国民健康保険の在り方の見直しの準備を円滑に進めることを目的に、県と市町村で協議をするため、「福岡県国保共同運営準備協議会」を設置（平成 29 年度末まで）。

② 協議会の構成

県と市町村が、国保を共同運営するにあたって、県と市町村の「協議の場」として運営。

- ・ 福岡県（副知事、保健医療介護部長、医療保険課長）
- ・ 市町村（市長会の役員 6 人、町村会役員 6 人 計 12 人）

市長会		町村会	
会 長	久留米市長	会 長	大任町長
副会長	宮若市長、福津市長、うきは市長	副会長	大刀洗町長、吉富町長、須恵町長 芦屋町長
顧 問	北九州市長、福岡市長	幹 事	鞍手町長

※ 平成 29 年度末まで、辞退等の事由が生じない限り、市長会又は町村会の役員を交代しても協議会の構成員は継続。

2. 納付金の算定方法・保険料の標準設定

(1) 保険料について

○ 保険料（税）の県内均一化

「保険料の県内均一化」に関する県方針（抄）（H28.4.21 取りまとめ）

協議会においては、下記の方針について、多数の賛同意見があった一方で、別紙のとおり、他の意見や要望も寄せられた。

今後の国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率算定の検討にあたっては、今回寄せられた構成市町長からの意見や要望を十分に踏まえつつ、厚生労働省のガイドラインに沿って協議を進めていくこととする。

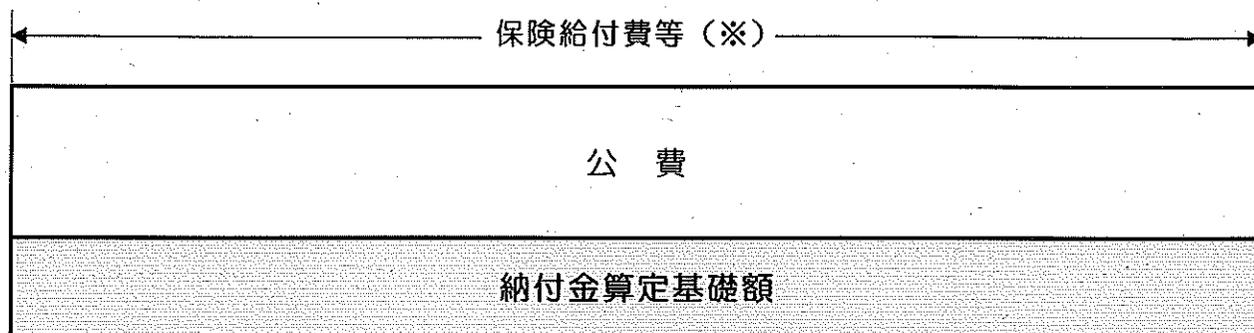
記

- 1 平成 30 年度、直ちには保険料の県内均一化は行わない。
- 2 なお、保険料の県内均一化については、納付金額の設定や医療費適正化の取組みを通じ市町村の医療費水準の平準化を図り、中長期的にゆるやかに図っていくこととし、今後、県において定める国保運営方針に、その方向性等について記載することとする。

(2) 国保事業費納付金の算定方法・保険料の標準設定のイメージ（概略）

① 納付金算定基礎額（県全体）を算定

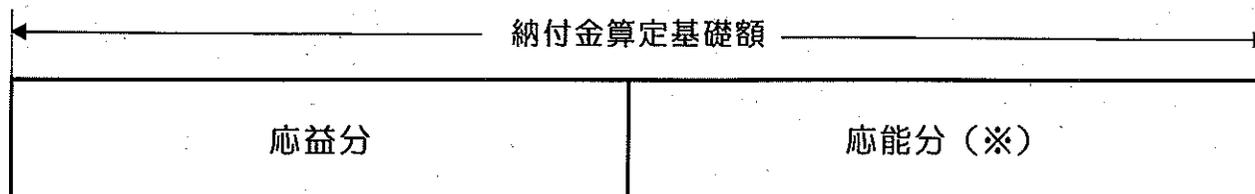
県は、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分ごとに、保険給付費及び公費等を推計し、納付金算定基礎額を算出。



※保健事業や付加給付等も含めることが可能

② 市町村ごとの納付金額を算定

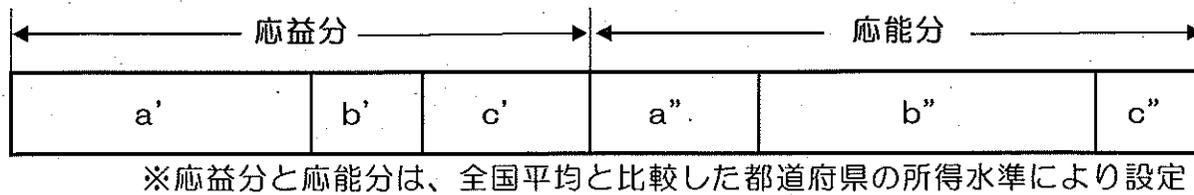
上記で算出した納付金算定基礎額を、応益分と応能分に区分。



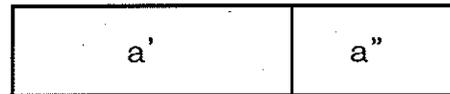
※応益分と応能分は、全国平均と比較した都道府県の所得水準により設定

③ 保険料の標準設定 i

納付金算定基礎額を、応益分と応能分に区分し、応益分は、各市町村の被保険者数や世帯数、応能分は、所得総額が県全体に占める比率により按分し、各市町村に割り当て。



A 市町村



B 市町村



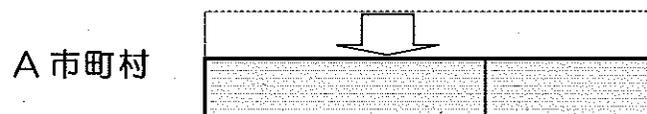
C 市町村



※応益シェア（被保険者数、世帯数）、応能シェア（所得総額）に応じて負担

④ 保険料の標準設定 ii

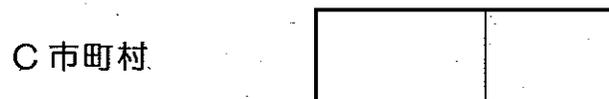
③で算定した額を、年齢調整後の医療費水準に応じて調整。



- 1) 1人当たり医療費が県平均よりも低い
納付金が割り引かれ、負担減少



- 2) 1人当たり医療費が県平均よりも高い
納付金が割増され、負担増大 → 激変緩和措置

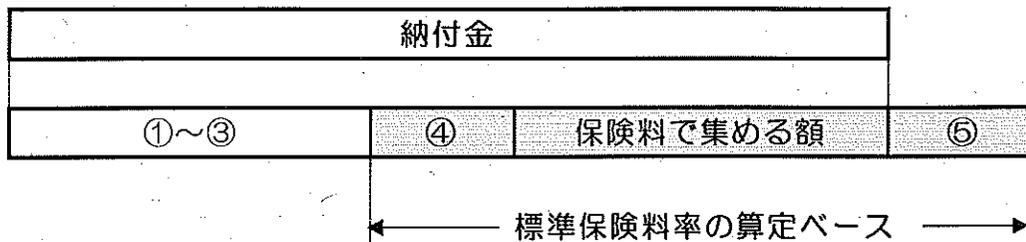


- 3) 1人当たり医療費が県平均
調整は生じず、平均的な負担

⑤ 標準保険料率算定のための納付金額の調整

市町村標準保険料率を算定するにあたっては、各市町村が可能な限りそのまま保険料率決定の参考にすることができるよう、必要な項目について、④の各市町村の額を個別に加減算。

【A 市町村】



①▲ 保険者支援制度	②▲ 特別調整交付金等 (精神、子ども等)	③▲ 保険者努力支援制度	④ 保険料軽減	⑤+ 保険料で集める 保健事業分等
<p>低所得者の被保険者数に応じて自動的に支援額が決定されるため、</p> <p>過去の実績等を踏まえて算定し、</p> <p><u>納付金から差引いて標準保険料率を算定</u></p>	<p>市町村の所与の事情に応じて決定されるため、</p> <p>過去の実績等を踏まえて算定し、</p> <p><u>納付金から差引いて標準保険料率を算定</u></p>	<p>市町村の努力に応じて交付されるため、</p> <p>一定の前提のもとでの推計を行い、</p> <p><u>納付金から差引いて標準保険料率を算定</u></p>	<p>低所得者に対する保険料軽減措置は、保険料率算定後に個別に行われるため、</p> <p>標準保険料率の算定ベース上は、</p> <p><u>納付金から差し引かず標準保険料率を算定</u></p>	<p>保健事業は各市町村ごとに取組みが異なり、納付金に含めないが、</p> <p>国保運営方針等を踏まえ、標準保険料率の算定ベース上は、</p> <p><u>納付金に加算して標準保険料率を算定</u></p>

※⑤～保健事業、葬祭諸費、育児諸費、条例減免に要する費用等

⑥ ⑤で算定した額を、標準的な収納率により割り戻した保険料総額を基に標準保険料率等を算定し、市町村へ提示

i) 都道府県標準保険料

・県全体の納付金に見合った、全国統一の算定基準(2方式)による保険料率

ii) 市町村標準保険料

・各市町村の納付金に見合った、福岡県統一の算定基準(市町村と協議)による保険料率

iii) 各市町村の算定方式による保険料

・各市町村の納付金に見合った、各市町村の算定基準(2~4方式)による保険料率

⑦ 市町村は、提示された標準保険料率等を参考に、実際の保険料(税)率を決定

- ・各市町村は、収納率向上等により、保険料率の上昇を抑制することが可能

標準的な収納率と各市町村の収納率の関係（イメージ）

②市町村標準保険料	1,000,000 千円
標準的な収納率	95%
保険料収納必要総額	950,000 千円



	A市町村	B市町村	C市町村
調定額（保険料総額）	950,000 千円	1,000,000 千円	1,056,000 千円
各市町村の収納率	100%	95%	90%
保険料収納額	950,000 千円	950,000 千円	950,000 千円

○各市町村が、標準保険料率を参考に実際の保険料（税）率を決定するにあたり、

- ・収納率が、標準的な収納率より高い市町村は、保険料率の抑制が可能。
- ・収納率が、標準的な収納率より低い市町村は、標準保険料率を上回る保険料（税）率の設定を要する。

○なお、国保運営方針において、「各市町村が目指すべき収納率目標」を別途設定。

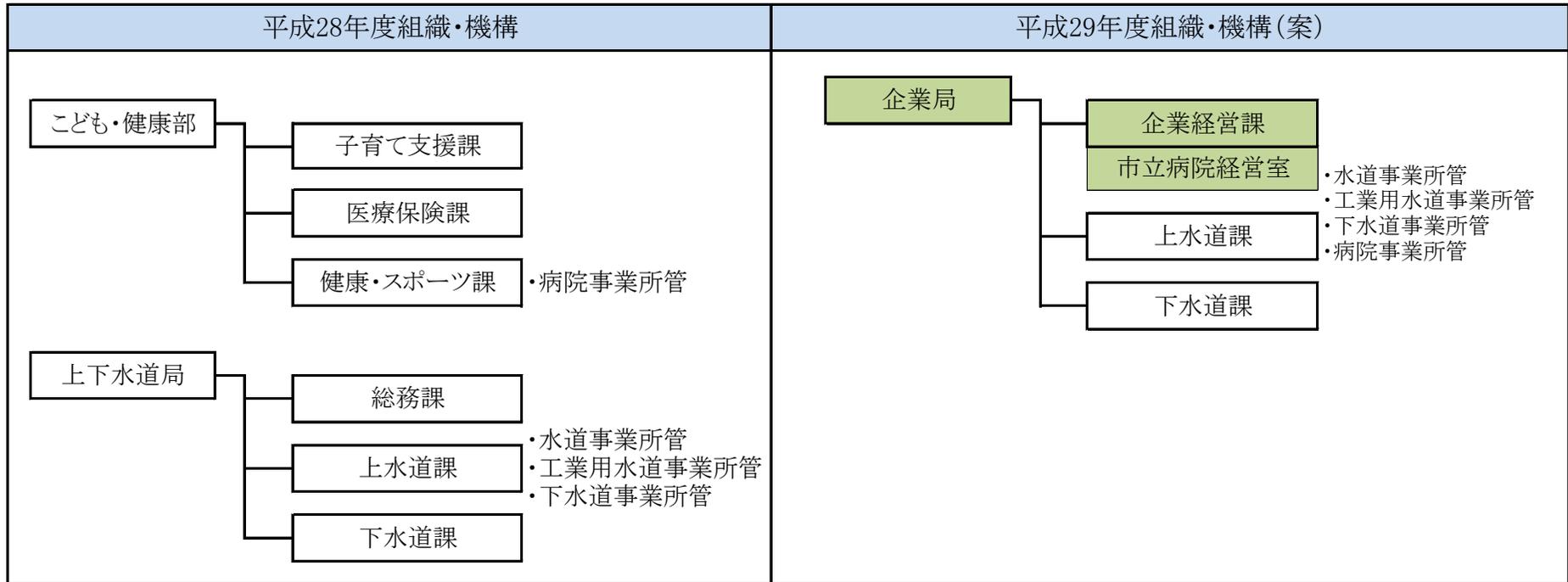
3. 事務の標準化等の検討

(1)住民サービスの向上・均一化	(2)行政コストの縮減	(3)保険者機能の強化、H30年度からの新たな事務への対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者証更新時期等の統一 ○ 限度額適用認定証・特定疾病療養受領証の有効期限や交付方法 ○ 高額療養費の申請勧奨事務 ○ 葬祭費の支給基準・申請書類 ○ 保険料減免・徴収猶予の基準 ○ 一部負担金減免の基準 ○ 療養費の支給基準 ○ その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種通知の回数・通知方法 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費通知 ・減額査定通知 ○ 資格取得・喪失届などの各種様式 ○ 国策定要領に掲げられている事務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事務の標準化を通じ、共同実施による効率化</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度以降の新たな事務への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位の資格管理 ・高額療養費多数回該当の通算 ・世帯の継続性に係る判定 ○ 大規模災害発生時への備え ○ 収納率向上対策 ○ 特定健診・保健指導実施率向上対策 ○ 医療費適正化対策 ○ その他必要な事項

4. 今後のスケジュール（予定）

- (1) 財政運営（納付金算定方法・保険料の標準設定等）に関すること
 - 平成29年1～3月：福岡県国保共同運営準備協議会において方針決定
 - 平成29年1～5月：福岡県国保運営協議会において審議
 - 平成29年7～9月：福岡県において決定
 - 平成29年4～12月：各市町村において保険料率の検討
- (2) 国保運営方針に関すること
 - 現在～平成29年12月：福岡県国保共同運営準備協議会において審議
 - 平成29年4～12月：福岡県国保運営協議会において審議
 - 平成30年1月：福岡県において決定

平成28、29年度組織・機構図比較表(公営企業関係のみ抜粋)



※課・室の名称は仮称であり、今後見直すことがあります。